

単価契約仕様書

教育委員会事務局体育健康教育室

(担当：渡邊・西村 電話：708-5321)

件名	令和8年度 児童生徒結核検診委託業務について
予定数量	児童生徒予定数 300名
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>児童生徒結核検診委託業務の執行に関し、その作業要領の仕様を定める。以下、京都市を発注者（以下「甲」という）、受託者を受注者（以下「乙」という）とする。</p> <p>1 児童生徒結核検診</p> <p>(1) 検査項目</p> <p>① 乙の施設における胸部X線デジタル撮影</p> <p>② 撮影データの保管</p> <p>乙は、撮影した画像データや所見内容を保管・管理し、甲の請求に応じて速やかに提出できるようにすること。</p> <p>(2) 実施時期</p> <p>令和8年7月から令和9年3月まで</p> <p>(3) 実施日時・場所等</p> <p>(2)の期間の中で、乙が甲と調整のうえ、決定すること。</p> <p>(4) 予定数量</p> <p>300人</p> <p>(5) 対象者</p> <p>京都市立学校児童生徒</p> <p>※ 甲は、対象者の学校名、氏名、フリガナ、性別、生年月日を、事前に乙へ情報提供をすること。</p> <p>(6) 受診票等の配布</p> <p>結核検診受診票等必要な場合は甲と相談すること。</p> <p>(7) 健診結果の判定・報告等</p> <p>結核検診の結果の報告については、乙にて判定し、受診者名簿に所見を記入のうえ、受診者結果一覧表として甲に通知するとともに、全員分の画像データを甲に提出すること。</p> <p>(8) 健診手数料</p> <p>単価に実施数量を乗じて算定し、乙の請求に基づき支払うものとする。</p> <p>(9) 請求</p> <p>健診終了後、速やかに請求すること。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 器具・用紙等</p> <p>健診に必要な器具・用紙等については、乙で準備し、負担すること。</p> <p>(2) 秘密の保持</p> <p>乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。個人情報を含む内容は緊急性があり、甲からの希望のある場合を除</p>

き、FAX で行わないこと。なお、業務終了後も同様とする。

(3) 事故の防止

乙は、受託業務の遂行にあたっては、甲の指示を遵守し、事故の未然防止等に最善の注意を払わねばならない。万一、事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに乙の責任において処理すること。

(4) その他

- ① 乙は、契約事項の実施にあたっては、甲の指示・監督に従うこと。
- ② 電子計算機による事務処理等（入力等）に関しては、別紙6「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」に基づいて業務を履行すること。
- ③ 個人情報の取扱いに関しては、別紙7「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に基づいて業務を履行すること。
- ④ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ、そのつど決定する。

なお、この場合において、協議が整わないときは、甲の決定するところによる。